

2-2. 環境整備(検体置き場、カートの清潔・不潔の区別)

目次

I. 環境対策について.....	3
1. 環境表面.....	3
2. 院内共通ケア用ワゴンの管理.....	3
3. 検体一時保管場所の管理方法.....	6
4. 水回りの管理.....	8

I. 環境対策について

1. 環境表面

- 1) ベッド柵やベッドサイドの備品、日常頻回に接触する器材・物品の表面は、毎日清掃を行う。
- 2) 院内の環境表面は、血液や喀痰、吐物等の特別な汚染がない限り消毒する必要はない。
- 3) 床などに血液や喀痰、吐物等が付着した場合は、手袋を着用(状況に応じてフェイスプロテクトやマスクを着用)しペーパータオルで拭き取った後、0.1%(1000ppm)次亜塩素酸ナトリウムで清拭消毒する。

(参考) 0.1%次亜塩素酸ナトリウム溶液作成方法

5%次亜塩素酸ナトリウム(ハイター [®] 、ブリーチ [®] など) : 50 倍希釈
6%次亜塩素酸ナトリウム(ピューラックスなど) : 60 倍希釈
1%次亜塩素酸ナトリウム(ピュリファンP [®] など) : 10 倍希釈

- 4) 薬剤耐性菌が検出された患者が退室した場合、UVDI を用いた環境消毒を可能な限り実施する。

2. 院内共通ケア用ワゴンの管理

ケア用ワゴンは清潔不潔の配置区分を行い、適切な物品管理を行う

院内で使用しているワゴンは数種類あるが、2段、3段ワゴンの区分で下記のルールに則り、管理を行う。

1. ケア用ワゴンの物品の配置

ワゴンに載せる物品は下記表を参考にする

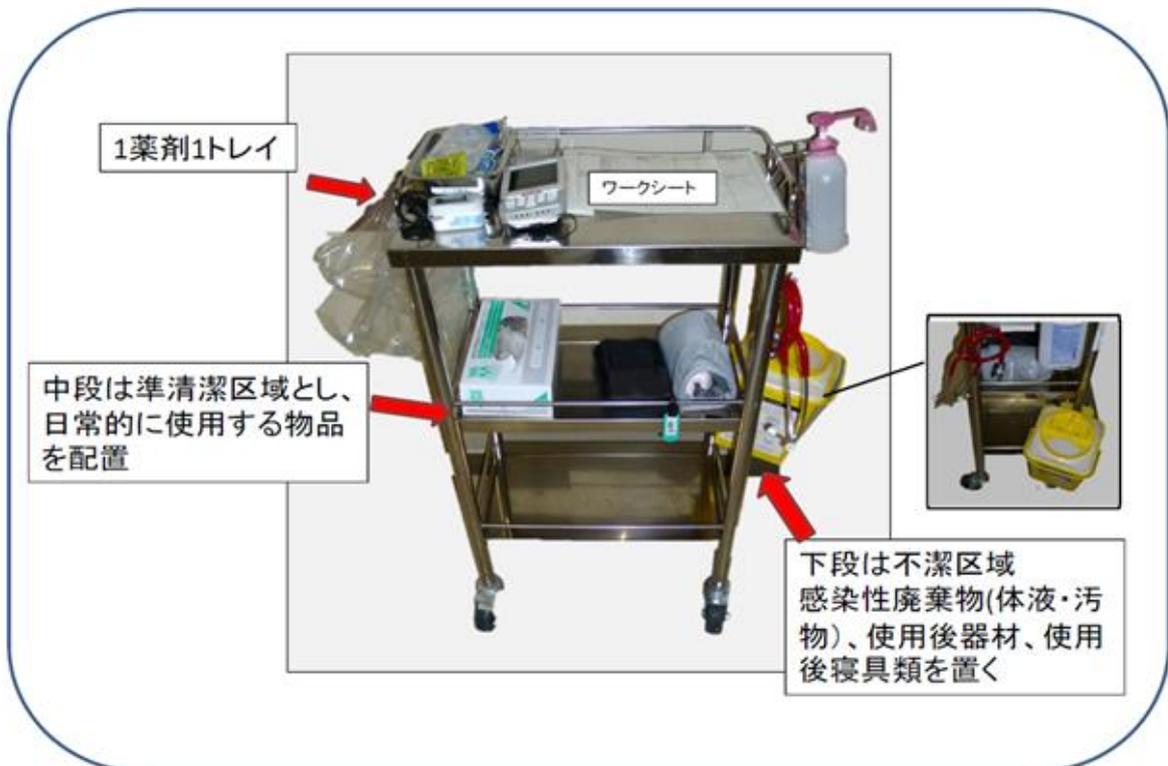
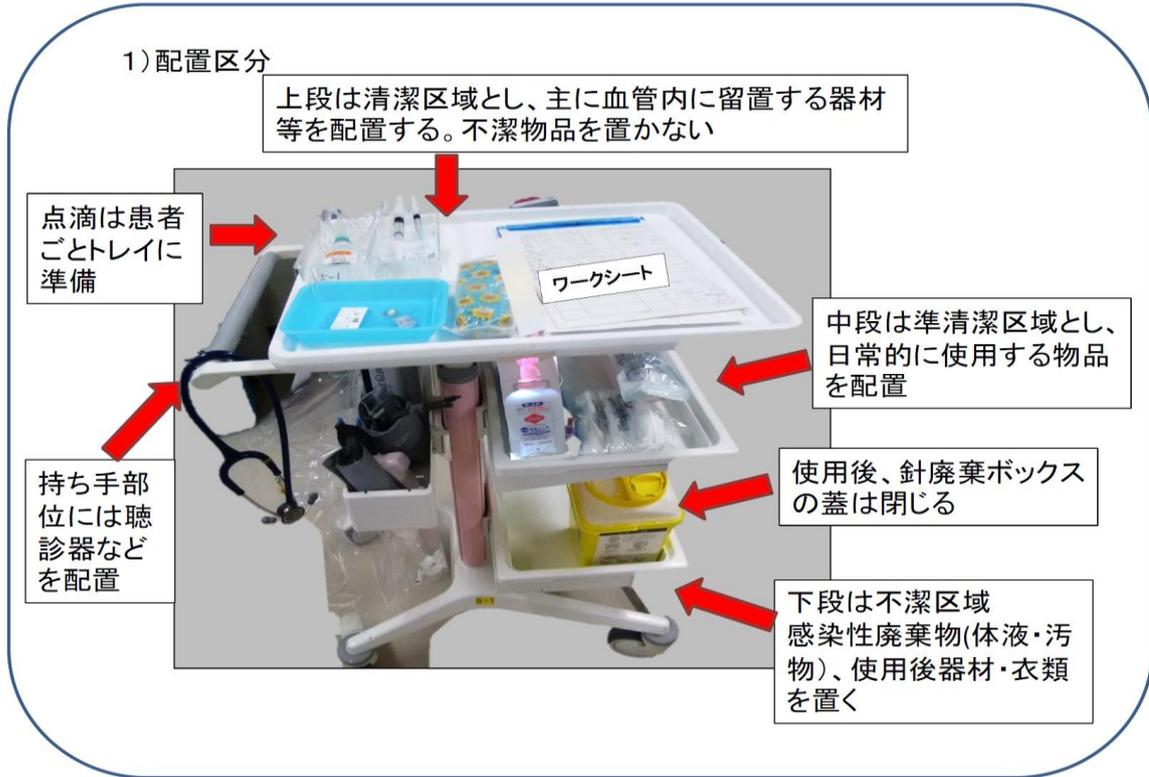
ケア用ワゴンの物品の配置

ゾーニング		各段の物品例		ハンドル
上段	清潔区域 ※血管内に留置する器材 粘膜または創傷に接触する器材 その他： 業務上必要と認めた物品	1) 静脈注射関連 (点滴はトレイに入れ、他の器材と混同しない)	<ul style="list-style-type: none"> ・点滴 ・アルコール綿 ・ヘパリン生食類 	経管栄養 聴診器
		2) 採血物品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器 ・採血前スピッツ ・インジェクションパッド 	
		3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート、計画等書類 ・PDA ・内服薬 	
中段	準清潔区域 ※健常な皮膚と接触する器材等	1) 個人防護具類	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、エプロン、ガウン、ゴーグル、マスク ・手指消毒剤 	ゴミ袋
		2) 医療機器類	<ul style="list-style-type: none"> ・血圧計 ・Spo2 モニター ・血糖測定器 	
		3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・テープ類 ・座薬、浣腸 ・未使用の清拭物品 ・寝衣 ・シーネ（交換前） ・吸入薬とネプライザー ・使用済み注射薬トレイ 	
下段	不潔区域 ※感染性廃棄物の分類に該当するもの 使用済みの器材・衣類	1) 血液・体液が付着しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・針廃棄ボックス ・使用済みオムツ ・排液の入った紙コップ ・実施後の点滴 	
		2) 使用後器材類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済みの寝衣・寝具など ・交換済みシーネ 	

2. ワゴンの物品管理

1) 配置区分

3段ワゴンの場合



2 段ワゴンの物品配置



3. ワゴンの清掃消毒

1) 毎日の清掃消毒

①使用前

ワゴンを使用前にハンドル等を含め、使用前に全体を除菌用クロス（セイフキープ®）で上段から下段の順で清掃する。

②使用后

使用後は血液や体液・点滴等で汚れているため、ハンドルの持ち手等を含め全体を除菌用クロス（セイフキープ®）で上段から下段を清掃後、アルコールで消毒をする。

2) 毎月の清掃

月1回、ワゴン・キャスターに付着した汚れは中性洗剤を用いて清掃する。

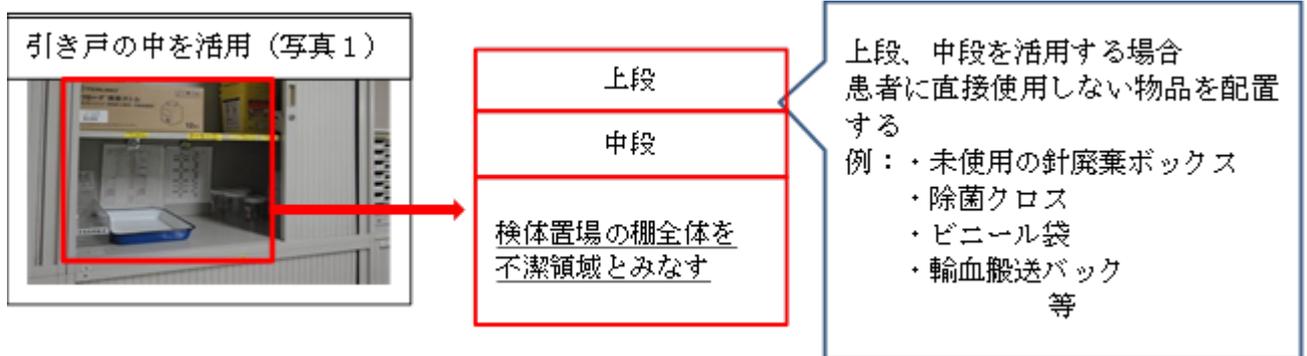
3. 検体一時保管場所の管理方法

検体一時保管場所は、廊下の引き戸の中、または引き出しとする。

1) 廊下棚の引き戸の中を検体保管場所とする場合（写真1）

① 検体が患者の目に触れないように必ず扉は閉めておく。

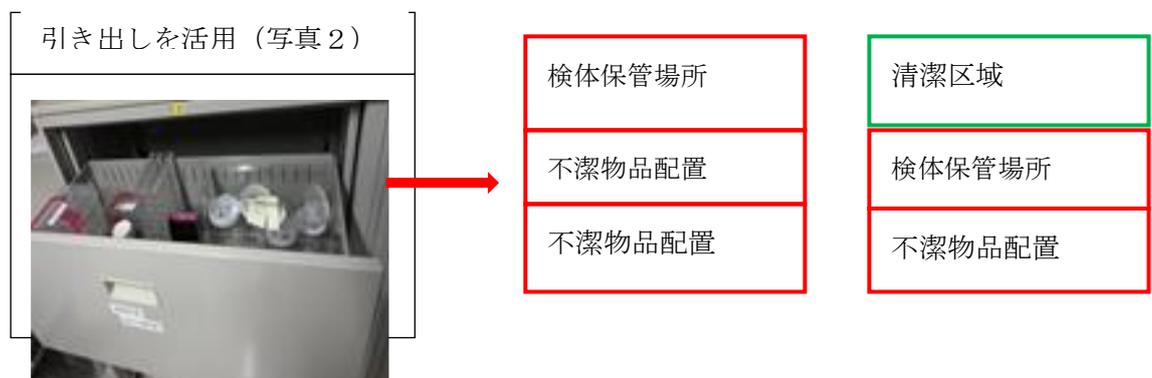
- ② 検体一時保管場所の棚には、検体以外の物品は置かない。
- ③ 引き戸の中は不潔な区域と考え、検体一時保管場所の上の棚には患者に直接使用しない物品を配置する。
- ④ 検体保管場所の清掃は、汚染時及び週 1 回、徐菌用シート（セイフキープ®）で清掃後、アルコールで消毒を行う



2) ロッカーの引き出しを検体保管場所として使用する場合 (写真2)

検体保管場所より下の引き出しは不潔領域とみなす。

- ① 引き出しの上段を検体保管場所としている場合：中段、下段には直接患者に使用しない物品または不潔物品（使用済み洗濯物等）を収納する。
- ② 引き出しの中段を検体保管場所としている場合：
上段は清潔区域とし衛生材料の保管は可能、下段には直接患者に使用しない物品または不潔物品（使用済み洗濯物等）を収納する。
- ③ 検体保管場所の清掃は、汚染時及び週 1 回、徐菌用シート（セイフキープ®）で清掃後、アルコールで消毒を行う



4. 水回りの管理

1) ナースステーション

ナースステーション内に設置してあるシンクは、患者の処置やケア後に汚染した手を洗う、点滴作成前の前準備として手を洗う場所として使用される。手洗いシンクや洗浄室などの水周りでは、湿潤環境を好むセラチア菌や多剤耐性緑膿菌の温床となりやすい場所であることから、乾燥を保つことが重要である。以下の点に注意し管理を行う。

- ① シンク周囲に見た目の汚染がない
- ② シンクの使用後は周辺に水撥ねがない、もしくはシンクを使用した後は周辺に水撥ねがない
- ③ シンクの使用後はペーパータオルで水分を拭きとる
- ④ シンク周囲に私物や不要な物品が置かれていない
- ⑤ 液体石鹼の底が濡れていない
- ⑥ ペーパーホルダーが壁に設置されており、埃などの汚れがない
- ⑦ シンク周辺の床が濡れていない
- ⑧ シンク周囲に手洗い手順が記載されたポスターが掲示してある

2) 病室の水回り管理

病室における洗面台は、手洗い、歯磨き、うがい、洗面、患者の使用物品の洗浄などの様々な用途で使用される。個室の洗面台は、患者の歯ブラシやコップ、入れ歯、入れ歯用洗浄容器、髭剃り、食器、使用後のタオル、経腸用のカテーテルシリンジなどが置かれやすい。さらに、個室の洗面台は、病原微生物を保菌している可能性のある患者やケアを提供する医療従事者も使用することから、シンクの衛生管理が重要になる。洗面台周囲に多くのものが配置され、周囲が水跳ねで乾燥されない状況が続くと、病原微生物の温床になる。そのため、患者が使用する病室のシンクは、衛生的に管理されることが重要である。以下の点に注意し管理を行う。

- ① シンク周囲に見た目の汚染がない
- ② シンクを使用後は周辺に水撥ねがない
- ③ シンクの使用後はペーパータオルで水分を拭きとる
- ④ シンク周囲に不要な物品が置かれていない
- ⑤ 液体石鹼の底が濡れていない
- ⑥ シンク周辺の床が濡れていない
- ⑦ シンク周囲に手洗い手順が記載されたポスターが掲示してある
- ⑧ 個室：シンク周辺に配置する物品は使用后、乾燥できる状態で保管されている
水が跳ねる場所に物品を置かない
- ⑨ 多床室：患者の私物や不要な物品が置かれていない